

## 議案第9号

### 土地の処分の変更について

平成22年6月17日に議会の議決を経た土地の処分について、下記のとおり変更契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年橋本市条例第67号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月11日 提出

橋本市長 木下 善之

#### 記

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 1. 所在地    | 橋本市紀ノ光台一丁目1番1の一部、1番3の一部     |
| 2. 地目     | 宅地、山林                       |
| 3. 変更前の地積 | 63,341 m <sup>2</sup> （概測）  |
| 変更後の地積    | 60,609.64 m <sup>2</sup>    |
| 増減した地積    | 2,731.36 m <sup>2</sup> の減少 |
| 4. 変更前の金額 | 442,918,000 円               |
| 変更後の金額    | 421,935,920 円               |
| 増減した金額    | 20,982,080 円の減額             |
| 5. 契約の相手方 |                             |
| 所在地       | 大阪府大阪市東住吉区桑津5丁目22番3号        |
| 会社名       | 株式会社 東研サーモテック               |
| 代表者名      | 代表取締役社長 川寄 修                |